

## 滋賀県スポーツ協会 Facebook ページ利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、滋賀県スポーツ協会（以下「本会」という）が Facebook ページを県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Facebook  
Facebook, Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) Facebook ページ  
特定の企業やブランド、またはアーティストや有名人などが、ユーザーとの交流を図るためのページをいう。
- (3) 公式ページ  
本会が運用する別紙の Facebook ページをいう。

### (運用管理者)

第3条 公式ページの運用管理は、事務局長および館長等（以下、「運用管理者」という。）が行う。

- 2 運用管理者は、公式ページの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。
  - (1) 公式ページ上への情報の掲載および削除等の承認、指示
  - (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
  - (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
  - (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

### (投稿者)

第4条 公式ページへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

### (掲載情報)

第5条 公式ページでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 本県の体育・スポーツ振興に資する情報
  - (2) 指定管理施設における利用者サービス向上に資する情報
  - (3) 競技力向上に関する情報
  - (4) 国民体育大会に関する情報
  - (5) 県民の安全・安心・健康に資する情報
  - (6) その他運用管理者が適当と認めるもの
- 2 運用管理者が適当と認める利用者の投稿等に限り評価、コメント、投稿のシェアおよびアカウントのフォローを行うことができる。
  - 3 本会が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) (1) から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

2 利用者からのコメント等について、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、本会または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式ページのアドレス等を滋賀県スポーツ協会公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 本会は、公式ページに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

2 本会は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は事務局長が別に定める。

付則1 本要領は、平成28年5月31日から施行する。

付則2 本要領は、平成29年9月1日から改定施行する。

付則3 本要領は、令和2年4月27日から改定施行する。